

第3章 地域福祉を進めるための基本的方針

1. 「地域福祉」とは

港区は、大阪大空襲や台風による壊滅的な被害から復興するため、世界でも類を見ない大規模な盛土方式の土地区画整理事業を45年間もの年月をかけて実施し、区民と行政が協力してまちづくりを行ってきました。

このような歴史をもつ港区は、現在も住民どうしの絆や助け合いの気持ちが強く地域活動が活発で、一人暮らしの高齢者やこどもを見守る活動などにも地域全体で熱心に取り組んでいます。

「地域福祉」とは、このような公私協働によるコミュニティの力を活かして、共に生き共に支えあい、だれもが自分らしく安心して暮らせる地域、さらにみんなが生活を共に楽しむ地域を、地域に関わるすべての人の力でつくりあげていく福祉です。

2. 基本的な考え方

①人権尊重の考え方

すべての人は、人間としての尊厳をもつ、かけがえのない存在です。そして、年齢や性別、国籍、社会的な立場などの違いにかかわらず、すべての人は等しく人権という人が生まれながらに持っている基本的な権利をもっています。しかし、現実には、そのあたりまえの権利を奪われてしまっている人たちがいます。

同和問題をはじめ、障がいのある人や在日外国人などに関わるさまざまな問題等、現在においても解決したとはいえない状況にあります。また、野宿生活者（ホームレス）やHIV感染者、ハンセン病患者、LGBT等に対する偏見や排除等、さまざまな課題が存在しています。さらに、本来安全で安心な日常生活を送り、人間形成の場となるべき家庭や学校において発生している虐待やいじめ等もまた重要な人権侵害です。

地域福祉は、特定の人を排除する社会は弱くもろい社会であるという考えのもとに、男女共同参画の視点を踏まえ、一人ひとりの人権が尊重される仕組みをもった、すべての人が共に生き、共に暮らすことができる地域をめざします。

②住民主体の考え方

地域福祉でもっとも大切なことは、住民の主体的な地域づくりへの参加です。住民参加による地域福祉を推進していくためには、一人ひとりが地域住民としての主体性をもつとともに、地域のさまざまな問題を地域の中で解決していくための話し合いの場をつくっていく必要があります。さらに、住民の意見をまとめて、政策や計画に反映させていくための仕組みづくりや、住民組織と行政との協働のあり方を検討していく必要があります。地域福祉は、住民が、主体的に、生活しやすい地域づくりに関わることができる地域をめざします

③利用者本位の考え方

住民一人ひとりがよりよい生活を送るためには、サービスを提供する側の押しつけでない、利用者それぞれの生活のしかたや状況に合わせたサービスの提供が必要になります。地域福祉は、利用者自らがサービスを選択し安心して利用できるようなサービス提供の仕組みと、利用者を支援するための相談、権利擁護、情報提供のしくみが、住民と行政と社会福祉事業者などとの協働により適切に機能することをめざします。

④社会的援護を要する人々への支援の考え方

地域には、社会的援護を必要としているにもかかわらず、社会的に孤立していたり、排除されている人々がいます。そのような人々には、適切なサービスを提供するとともに、地域とのつながりをつくり、地域の一員として生活することが可能となるような積極的な支援が必要です。地域福祉は、社会的援護を必要としている人々の存在を認め、その人たちが直面している課題や問題を、地域の課題として浮かび上がらせ、住民と行政をはじめ地域に関わる人がその解決に向かって協働していくことをめざします。

3. 地域福祉の具体化のための視点

①だれもが「受け手」、「担い手」として主体的に地域福祉に関われるように

地域福祉は、だれもが必要なときには「受け手」になると同時に、各々ができることで「担い手」にもなって実現していくことをめざしています。「受け手」としては、自分のニーズに早めに気づき、自分でできることは自分で努力し、難しいことは支援を受けるということが大切です。

一人ひとりの意思を尊重して支援しながら、主体的に関わる取り組みにしていきます。